

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構のＣＩＯ補佐業務」の企画競争に係る
参加要項

第１条 「独立行政法人医薬品医療機器総合機構のＣＩＯ補佐業務」に参加を希望する者は、下記３に掲げる提出書類（メディアを含む。以下同様とする。）を下記５に掲げる方法で提出し参加を申し込むこと。提出期限までに到達しない申込は無効とするので、郵送により提出する場合は所要時間を十分考慮し、余裕をもって送付すること。

第２条 提出書類の記載にあたっては、下記４に留意して行うこと。

第３条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことは出来ない。

第４条 「独立行政法人医薬品医療機器総合機構のＣＩＯ補佐業務」に関する公告記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申し込みは無効とする。

（１） 本要項の規定に違反する参加申込み

（２） その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの

第５条 提出書類は、下記７のとおり審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅延なく参加者に対し通知する。

第６条 本要項に定めのない事項は全て会計規程に定めるところによって処理する。

記

１． 件名

独立行政法人医薬品医療機器総合機構のＣＩＯ補佐業務

２． 契約期間

契約締結日～令和７年３月３１日

３． 提出書類・部数

企画書（仕様書及び企画競争説明書参照）について事業者名を記載したもの１部、事業者名を記載しないもの１部をそれぞれ作成し、それぞれ別のＣＤ、ＤＶＤ等に格納し提出すること。ＵＳＢメモリやメール、オンラインストレージ経由での提出は認めない。

４． 留意事項

提出書類に対する経費その他発生した一切の費用について独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）は支出を行わない。また、提出書類は返却しない。営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、各参加者の企

画書は非公開とする。事業者名なしの提出物については、事業者名、ロゴマーク及びコーポレートカラー等を一切記載せず、提出者が特定できないよう、最大限の配慮を行うこと。

5. 提出場所・期限

(1) 提出場所・連絡先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル19階
独立行政法人医薬品医療機器総合機構情報化統括推進室
電話：03-3506-9485

(2) 提出期日

令和6年10月7日 17:00（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送での提出とし、提出期限までに到達しなかった申込は無効とする。土曜日、日曜日及び休日の受付は行わない。

(4) 選定

参加者から提出された企画書及び企画書に基づいたプレゼンテーションの審査を行い、最も点数の高かった者を契約予定者として選定する。

6. 企画書記載事項及び審査基準

別添を参照すること。

7. プレゼンテーションの手順

(1) 評価に当たっては、機構に設置する企画競争選定委員会において審査及び評価を行う

(2) 参加者は、企画書に基づき、別添2の評価基準による評価を受けやすいようプレゼンテーションを行う。その際、事業者名は明かさず、A社・B社・・・として実施する。時間は一社あたり15分を予定している。

(3) 原則としてCIO補佐となる予定の者が、プレゼンテーションを行うこと。他の者による補助は、これを認める。

(4) 参加者は機構選定委員から質疑を受ける。時間は一社あたり15分を予定している。

(5) 選定委員は、上記(2)から(4)までの結果を審査する。

(6) 審議終了後、各選定委員は参加者の技術点数を採点用紙に記入する。

(7) 機構は上記(6)の採点結果を集計し、最高点を得た参加者を選定する。

(8) 技術点の必須項目は選定委員が一人でも必須項目を満たしていないと判断した場合は失格とする。

別添

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構のCIO補佐業務」
企画書記載事項及び審査基準

1. 企画書記載事項について

「2. 評価基準」について十分に考慮のうえ、以下の事項を記載すること。

- a. 応募者の把握している機構の業務内容・特性
- b. 応募者のCIO補佐業務やコンサルティング業務の受注経験
- c. CIO補佐となる予定の者の資格及び過去の業務経験
- d. 応募者の情報システム関係の製品・サービスについての情報収集・整理・分析及び顧客への情報提供体制
- e. 応募者の国の情報システム施策についての情報収集・整理・分析及び顧客への情報提供体制
- f. 見積とその根拠（業務内容ごとの人月単価及び工数を明らかにすること）
- g. ワークライフバランス推進に関する以下の各種認定の状況
 - 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）
 - 次世代法に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定）
 - 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）

※認定状況を証する書類は企画書と別に写しを提出すること

2. 評価基準について

必須項目	
企画提案書に、必要事項が全て記載されていること。特に、仕様書 3（3）に記載した CIO 補佐の資格要件について、候補者が条件を満たしていることが明記されていること。	
必要事項が全て記載されており実現可能性有と判断できる	200 点
評価項目	
機構の業務内容、その中で情報システムがどのように活用され、また、どのような点に留意して運用されるべきかを十分に理解しており、その内容を明確に説明できること。	
機構の業務内容等について、最低限のことのみに説明している。	0 点
機構の業務内容等について、本業務を行う上で特に考慮すべき点について明確に説明している。	40 点
機構の業務内容等について、本業務を行う上で特に考慮すべき点について明確に説明しており、その上で、どのように情報システムを運用すべきか等についての考えが具体的に述べられている。	120 点
CIO 補佐業務について、業務内容の理解と、CIO 補佐となる予定の者及び受注者の組織に期待されている役割について十分に理解しており、明確に説明できること。	
CIO 補佐業務について、最低限のことのみに説明している。	0 点
CIO 補佐業務について、本業務を行う上で特に期待されている点等について明確に説明している。	40 点
CIO 補佐業務について、本業務を行う上で特に期待されている点等について明確に説明しており、その上で、どのように業務を行っていくか等についての考えが具体的に述べられている。	120 点

CIO 補佐となる予定の者について、仕様書に記載した最低限の要件を満たすだけでなく、CIO 補佐やその他システムコンサルティング業務等において十分な実績を有しており、その内容を明確に説明できること。	
最低限の要件のみを満たしている。	0 点
CIO 補佐業務（１年以上継続して行ったものに限る。）の経験が１つあり、その内容について説明されている。	40 点
CIO 補佐業務（１年以上継続して行ったものに限る。）の経験が複数あり、その内容や成果について具体的に説明されている。	160 点
応札者が、ハードウェア・ソフトウェア問わず、情報システム関係の製品・サービスの情報について独自に情報収集・整理・分析し、顧客に対し適切に情報提供する体制を有しており、その内容を明確に説明できること。	
公表情報について最低限の情報収集等の体制がある。	0 点
公表情報について情報収集等の体制があり、収集や分析を効率的かつ有効なものとする取り組みがなされている。	60 点
公表情報について情報収集等の体制があり、収集や分析を効率的かつ有効なものとする取り組みがなされている。また、メーカーに対し独自に調査を行うなど、能動的な情報収集等を行う体制がある。	200 点
応札者が、デジタル庁、NISC 等をはじめとした、国の情報システム施策（将来の方針についての議論等も含む。）について独自に情報収集・整理・分析し、顧客に対し適切に情報提供する体制を有しており、その内容を明確に説明できること。	
公表情報について最低限の情報収集等の体制がある。	0 点
公表情報について情報収集等の体制があり、収集や分析を効率的かつ有効なものとする取り組みがなされている。	60 点

公表情報について情報収集等の体制があり、収集や分析を効率的かつ有効なものとする取り組みがなされている。また、省庁等に対し独自に調査を行うなど、能動的な情報収集等を行う体制がある。	200 点
応札者が、CIO 補佐が本業務を行うにあたり、組織として支援できる体制を有しており、その内容を明確に説明できること。 CIO 補佐業務（1 年以上継続して行ったものに限る。）の受注実績を有していない。 CIO 補佐業務（1 年以上継続して行ったものに限る。）の受注実績を 1 つ有しており、その内容が明確に説明されている。 CIO 補佐業務について、（1 年以上継続して行ったものに限る。）の受注実績を複数有しており、その他の業務含め、業務の履行能力を有していることが分かるよう明確に説明されている。	0 点 40 点 120 点
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を取得していること。取得状況に応じて下記のいずれかの最大点数項目を一つ加点とする。 えるぼし認定における行動計画の策定等を行っていない。 えるぼし認定における行動計画を策定し公開している。（ただし、行動計画の策定義務のない事業者に限る。） えるぼし 1 段階目認定を取得している。 えるぼし 2 段階目認定を取得している。 えるぼし 3 段階目認定を取得している。 プラチナえるぼし認定を取得している。	0 点 5 点 10 点 20 点 30 点 40 点

次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を取得している。	
取得していない。	0 点
くるみんまたはトライくるみんを取得している。	10 点
プラチナくるみんを取得している。	20 点
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）を取得している。	
取得していない。	0 点
取得している。	20 点